

**支給対象者**

後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額（支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額）の両方の支払いをした方が支給の対象となります。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

**対象期間**

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

**支給額**

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表1）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

ただし、超えた額が500円以下の場合は支給対象となりません。

（表1）自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ （世帯員全員が住民税非課税）	31万円
低所得Ⅰ （世帯員全員が住民税非課税で、世帯員全員の各所得金額が0円）	19万円

**支給申請**

支給を受けるには必ず申請が必要です。

なお、支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送りますので、届いた方は国保年金課へ申請してください。

**申請に必要なもの**

支給申請書／後期高齢者医療被保険者証／介護保険被保険者証／印鑑（認印）／通帳または通帳のコピー等口座情報のわかるもの

▷被保険者が亡くなっている場合は受領申立書が必要です（事前に提出した場合は不要）。

▷被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。

▷重度心身障害者医療費の助成を受けている場合は、市へ受領を委任する委任状が必要です。

▷対象期間中に、ほかの医療保険や介護保険に加入があり、自己負担額がある場合は、それらの保険の自己負担額証明書が必要です。

▷対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入してきた方や転入してきた方等がいる世帯、7月31日時点で死亡・生活保護受給等により後期高齢者医療被保険者の資格を喪失した方がいる世帯には、支給申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象になると思われる方は、お問い合わせください。

申請先 国保年金課 内線2338



**五所川原地域ブランド品紹介 第14回**

今回は、お土産にも大活躍の五所川原産りんごを使用したお菓子を紹介します。

1つ目は、三好庵の定番商品として地元で愛されてきたロングセラー商品「はんじょうりんご」（H25年度認定）。シロップ漬けのりんごをまるごと1個とじこめた贅沢なブランデーケーキです。

2つ目は、職人が丁寧に手焼きした生地に、りんごのあんを挟み込んだ「立佞武多赤～いりんごどら焼き」（H25年度認定）と「立佞武多りんごどら焼き」（H25

年度認定）。酸味が引き立つ赤～いりんごと、爽やかな甘みのふじりんごの2種類をぜひ食べ比べてみてください。



▶ 参考価格…はんじょうりんご 1個1,200円

▶ 参考価格…立佞武多赤～いりんごどら焼き(左) 1個200円  
立佞武多りんごどら焼き(右) 1個150円



取扱店 立佞武多の館 Tel 38-3232 商品については (株)JIN CARE Tel 26-7375  
五所川原地域ブランドについては 観光物産課 Tel 35-2111 内線 2558